

2013年9月2日

「島根原子力発電所3号機運転差止等請求」訴訟

## 原告・原告代理人意見陳述書

井口 隆史

新田 ひとみ

妻波 俊一郎 弁護士

安田 寿朗 弁護士

# 意見陳述書

「島根原子力発電所 3 号機運転差止等請求」訴訟

原告団代表 井口隆史

原告団 428 名を代表して意見を述べさせていただきます。

## 〔島根原発立地の特徴〕

今、私は松江市に住んでいます。私の住む松江市は、全国で唯一、県庁所在地でありながら市内に島根原子力発電所（以下、島根原発）を抱えています。そのため、事故時の司令塔である県庁も市役所も島根原発から半径 10 km 圏内にあるのです。半径 20 km 圏内には松江市のほとんど全域が入ってしまいます。松江市は人口 20 万人程度の小さな都市ですが、県庁所在地であるため、市内には都市機能、行政機能が集中しています。主な大学や病院も含まれており、数多くの学生・院生や入院患者等にも配慮しなければなりません。半径 30 km 圏まで入れると西は出雲市、東は鳥取県境港市、米子市の一部も含まれてしまうことになります。

福島第 1 原発事故の結果から考えれば、島根原発で重大事故が発生すれば数十万人にのぼる被災者が出る可能性があります。避難は極めて困難になるものと推測されます。

島根原発は直近に活断層があり、本来、原発の立地には危険すぎる場所です。しかも 1 号機は運転開始以降、間もなく 40 年をむかえるという老朽原発なのです。

## 〔原発前後の島根半島〕

京都の町中で生まれ、京都で育った私が、松江で暮らすようになったのは 1969 年、26 歳の頃ですから既に 44 年になります。当時はまだ原発もなく、私も若かったこともあり、良く島根半島の海で泳いだり釣りを楽しんだりしたものです。こんなにも近くに豊かな海、水や景色のきれいな海岸があることに感動したことを覚えています。しかし、1974 年には島根原発 1 号機が稼働し、あれほど楽しく遊んだ島根半島の海も、原発周辺は遊びに行く気にもならない場所となってしまいました。

当初は温排水の環境に与える影響や原発の稼働が放射性物質を放出するのではないかと心配で、原発の稼働前後のムラサキツユクサの調査などに関心を持ったものです。そのうち、1989 年には 2 号機も加わり、ますます近づきたい場所になってしまいました。

島根原発が稼働を始めて間もなく 40 年になります。私たちは、その間常に原発を意識しながら暮らしてきました。松江は、私にとっての第 2 のふるさとであります。4 人の子供たちにとっては、ここにしかふるさとはありません。近くに住む 2 人の孫たちにとっても、ここがふるさとです。

原発は、この私たちのふるさとである松江の美しい海と海岸線、豊かな漁場を犠牲にして作られました。海だけではありません、島根原発で作られた電力は、中国山地の上を高い鉄塔に中継された高压線によって瀬戸内海方面に送られています。山の美しい緑も稜線も台無しです。醜い工作物が、自然の中を瀬戸内海迄連なっているのです。私は、原発によって地域の大切なものを失ってしまったように感じます。

暮らしの基本であるエネルギーは、たべものと同じように、遠くからではなく、地元で調達する。すなわち地産地消が基本でなければならないとつくづく思います。

#### [共存できない原発と人類]

私は、原発と人類とは共存できないと考えてきました。その考えにしたがって機会があるごとに志を同じくする人たちと反対運動を行ってきました。島根原発の1号機、2号機にも反対の意思表示（電気料金不払い、署名活動等々）をしてきました。しかし、私たちの主張は根拠がない、原発は絶対安全だからと、相手にもされない状態が長く続いてきました。そのような流れの中で起こったのが福島での原発事故であり、それは私たちにとっても大きな衝撃でした。

とはいえ、この事故は決して「想定外の事象」ではありません。私の知る学者達は重大事故が起こることを繰り返し忠告していました。しかし、「原発一家」の住人たちは、自分たち自身が作りあげた神話にとらわれてしまって、慎重に対応しなければ大事故が起こるかも知れないというような事は夢にも思ってこなかったのでしょう。

それにしても、高給を払って優秀な人材を集め、育てているはずの東京電力が、事故から既に2年半にもなろうとしているにもかかわらず、いまだ収束に向けての効果的な対応ができていません。このような現状を見る時、私は、原発と人類との共存は無理なのだという事を改めて強く感じます。

#### [廃炉という選択]

原発が世界各地で動き出して僅か数十年しかたっていないにもかかわらず、既に3回もの大事故が起っています。そして、地球環境に大きなマイナスをもたらしています。4回目の大事故が起こらないという確証は全くありません。しかもいったん事故が起れば、どうすることもできないというのが、福島原発事故の教訓です。

日本においては、「スリーマイル島の事故は、危機的な状況に陥っても破局は回避できた、チェルノブイリの事故は、ソ連の技術が劣っていたからだ」、などと説明されてきました。それに対して、「日本の原発は技術的にも優れているから絶対安全だ」などといってきました。しかし絶対安全なはずの日本で福島の苛酷事故は起ってしまったのです。

起ってしまえばなんてことはない、優れているどころか極めて未熟な技術でしかなかったということが白日の下に明らかになってしまったのです。

そして今まで余り表面化していなかったもう一つの深刻な現実が浮かび上がってきました。それは、原発はいかに安全に稼働できたとしても確実に、危険で取り扱いが難しい放射性廃棄物が処理できないまま貯まっていくという単純な事実でした。

私たちの歴史が、せいぜい数十年、長くみても数百年程度で終わってしまってもかまわないと考える人はいないと思います。しかし、原発の危険性は、その方向に向かわせてしまいかねない危うさをもっています。この際、原発はできるだけ早く廃炉の方向に持って行くべきだと思います。

#### 〔訴訟に対する私達の決意〕

島根原発1、2号機については、既に運転差し止め訴訟が10年越しで継続されており、活断層等について鋭い追求が行われています。私たちは、日本の原発をめぐる2つの神話（「原発の絶対安全性」と「地震予知の可能性」）が崩壊してしまった「フクシマ」以後、地震国日本における原発訴訟に対し、日本の司法が、どのような独自の判断を下すのか、深い関心を持って見守っているところです。

そして、私たちは、完成間近で現在までに深刻な問題があったことを知っている島根原発3号機に対して、運転差し止めの訴訟を起しました。私たちが黙って見過ごし、一旦稼働が認められてしまえば、3号機は40年、延長の可能性を考えれば60年もの間、稼働する可能性があります。その間、私たちは危険と隣り合わせで暮らさなければならなくなります。私たちは、自分の為だけでなく、子や孫、ひ孫らの為にも、更には近隣諸国や世界の人々のためにも、その稼働が認められることがないように、最大限の努力を払って訴え続ける覚悟でいます。裁判所におかれましては、司法の良心にしたがって慎重に審議され、原告らの命を守る判断をしていただきますようお願いいたします。

(以上)

## 意見陳述書

「島根原子力発電所3号機運転差止等請求」訴訟

原告 新田ひとみ

私は鳥取県米子市に住んでいます新田ひとみと申します。「島根原発3号機運転させない訴訟の会」の共同代表です。428人の訴訟団の皆様の強い信念に後押しいただき、今回意見陳述の機会を与えていただいたことに心より感謝申し上げます。

私は2011年3月11日の東日本大震災時の東京電力福島第一原発の事故が起こるまでは脱原発の運動に積極的ではありませんが関わっていました。また、チェルノブイリ支援の取り組みにも自分のできることとしてカンパには協力をしてきました。本当に感覚的に原発は危険なものであり、原発の使用済み燃料にプルトニウムが含まれ、それが原爆の材料になるということからでした。

しかし、身近にある中国電力島根原発反対の運動にはほとんど関わってきませんでした。従って島根原発1・2号機の運転を差し止め訴訟には参加していません。頭の中での脱原発の運動でした。

3. 11の東京電力福島第一原発の事故は、原発の問題は身近な自分自身の問題であったことを思い知らされました。

原発事故が起きてから2年半が経った今でも原因の究明は出来ていない状況であり、高濃度の放射能が検出されています。除染をしてもその効果は期待できていません。

放射能汚染は続いています。福島だけではなく、関東一円でも放射能汚染の不安は消えていません。未だに多くの方が生活基盤を奪われ、故郷を後にして避難生活を余儀なくされていますし、福島では放射能被曝に対しての不安を抱えながら日常生活をおくられています。同じような事故が島根原発で起きたらと考えるだけで、とても他人事とは思えません。

今、新たに高濃度に汚染された水が貯蔵タンクから漏れ、海に流出するという事態も発生しています。そしてレベル1からレベル3になり非常に危険な状態になっています。海に大量の放射能が流れ出しています。海流に乗り放射能汚染は世界中に拡散していくこととなります。魚が放射能で汚染され食物連鎖で濃縮されていきます。

事故から現在まで国及び東京電力が原発事故について真摯に受け止め、事故の解明と事故処理をしてこなかったことに対し、とても許しがたいことだと思えます。

今回の汚染水漏れについても、7月時点でその兆候が分かっていたにも関わらず情報が公開されたのは8月に入ってからであり、現場で働いている人々が被曝をしたということなど、改善されることはなく悪化の一途をたどっています。安倍首相は国が責任をもって対処するといいつながら何の行動も起こされず先送りされている現状は国民の命をないがしろにしていると思えません。

事故処理についても国が責任を持つということは、税金で行うということであり、事故を起こした企業ではなく、国民が責任を持っているということになります。とても矛盾を感じます。

チェルノブイリの原発事故から27年が経ちました。事故から8日目に8,000 km離れた日本でも放射能による農作物汚染がありました。今でもチェルノブイリは廃墟のままで、原発は石棺で封じ込められています。老朽化が進み、再度石棺で封じ込めるとのことです。そして未だに汚染は継続されているということ。健康被害は子供、若い女性に顕著であり、事故後27年経った現在癌だけではなく、慢性疾患を持つ子供たちが増えているということ。

福島県民健康管理調査で、甲状腺がん12名、その疑い15名に対し、原発によるものとはいいがたいという見解が出されていますが、チェルノブイリの経過から見れば将来への不安は募るばかりです。

放射能が減ることはなく。一度事故が起きれば半永久的にその影響を受け、乳幼児はじめ子供たちへの健康被害は増大していくということ。

安倍首相は「福島第1原発事故の教訓を踏まえ世界一の技術の原発を輸出」しようとしています。まだなにも一つ解決されていないのに原発輸出をいうこと自体本当に信じがたいことです。

福島第一原発事故は原発技術が万が一事故起きたときのことまで想定されて確立したものでないことを明らかにし、原発が人類と共存できないものであることを証明した一つの事象です。そして国や電力会社が国民に責任を持っていないことも明らかになったと思います。

地震国である日本では原発は危険であることは日本に原発が建設されることになった時に世界的に言われていたことだと知りました。また、原発の建設は万が一の事故の時にリスクの少ない人口の少ない地方に建設をするということ、冷却水の必要から海岸線に建設することも立地条件の一つであることも知りました。

原発で作られるエネルギーの3分の1が電力として供給され、残りの3分の2は海に放出

されるということです。そのために原発の近くの海水の温度は高く、生態系は変わってしまっています。生物多様性から考えても問題があります。

原発に関わる費用、原発対策の費用、廃炉に向けての費用等々は電気代として私たち国民から徴収されている事実、また、電気を大量に使う企業より、各家庭の電気代が高くなっているという事実、原発が稼働していなくても原発のための電気代と称し私たちから徴収されています。電力会社が赤字との理由で電気代を値上げしました。一般的には企業努力をしながらとなるはずが、企業努力をしているということではなく、解決方法を国民に押し付けているとしか思えません。

原発の使用済み燃料の処理は出来ず、核廃棄物である使用済み燃料は貯まる一方です。世界的にも同じ事が言えます。全世界的に放射能で汚染された使用済み燃料は貯まるばかりです。放射能が放射線を発しなくなるまで何万年もかかります。その放射能が減るのではなく増え続けるのが原発です。現在貯蔵されているところで自然災害も含め何か起これば広範囲での放射能汚染からのがれることは出来ません。

使用済み燃料をリサイクルと称し、プルサーマルがいられています。しかし、その技術にも問題があり、再処理工場では一日で原発の出す放射能の一年分を出すといわれ、日常的に放射能を環境中に放出するといわれています。英国では再処理工場があるセラフィールド周辺では子供の白血病が多発しています。

たとえ事故がなくても原発のそのものが地球環境を破壊し、何万年先まで放射能は減少することがないことは明らかであり、決して人類とは共存するものではないということです。

私の住んでいる鳥取県は境港市と米子市の一部が島根原発より30km圏内に入ります。県の防災計画では30km圏内についての計画になっています。しかし、境港市から米子市にかけては弓浜半島であり、津波による事故であれば避難経路が閉ざされることも考えられます。

鳥取県の30km圏内からの避難は屋内退避ともなっています。原発事故が起きたらまず逃げることと言われているのにです。

福島第一原発事故が起きたときアメリカは在日アメリカ人に80km圏外への避難勧告を出していることから30km圏内の避難計画では現実的ではないと思います。また、事故後の放射能の流れのシュミレーションでは北西の風に乗って鳥取県西部地区から東に流れ、鳥取市には5時間位で到達するであろうと言われています。県の防災計画では東へ東へ避難することになっています。

米子市の女性団体で構成されている「米子市女性団体連絡会」では島根原発の地から風船を飛ばし拾った方から報告を募るという活動をされています。2012年3月に飛ばした風船は同じ日に京都市宮津から、6月に飛ばした風船は翌日に石川県金沢市・七尾市から連絡があったと報告されています。放射能であれば拡散されるということになります。

島根原発で事故が起きたら、鳥取県も汚染地区であるということであり、福島と同じ状況になるということです。

7月に新規規制基準が発表されました。福島第一原発事故後最初の新設原発としての審査が行われるのが島根原発3号機です。新基準では敷地内に活断層があれば建設できないことになっています。島根原発周辺の活断層は現在22kmが東西にさらに延長する可能性、海域の活断層の連動など評価がなされています。

立地県ではない鳥取県も島根県と同じ状況に置かれています。人の命は地球より重いと言われていています。だからこそ、技術の確立されていない人類と共存できない原発はいらないのです。

以上述べてきたように原発は私たちの生活を脅かすものであり、たとえ事故が起きなくても、使用済み燃料の処理は半永久的にできません。原発は人類だけでなく地球のあらゆる生物とは共存しません。また、事故が起きた時には原発周辺の地域だけではなく広範囲にあるいは地球規模での放射能汚染をもたらし、子や孫だけではなく子子孫孫まで放射能に暴露され健康被害をもたらせることは明白な事実です。

「島根原発3号機を運転させない」この訴訟は「フクシマ」に連帯し、「フクシマ」を次世代に伝え、「フクシマ」を風化させないことであり、全国の「脱原発運動」を推進している多くの皆様との共同運動であると思っています。

3号機には燃料棒は装荷されていません。放射能で汚染されていません。だからこそ運転させてはならないと強く思います。

未来を生きていく人々に安心して安全な社会をつなげていくために、今を生きるものとしての責任の一つを果たすためにも3号機は運転させてはいけないと原告団に参加しました。

(以上)

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 国

平成25年（ワ）第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 中国電力株式会社

## 意見陳述書

2013年9月2日

原告ら訴訟代理人

弁護士 妻 波 俊 一 郎

### 1 はじめに

本日、被告国と中国電力㈱に対する、島根原子力発電所3号機の原子炉設置変更許可処分の無効等と運転差止請求事件について、本日、第1回口頭弁論期日が開かれましたが、私は、全国の97名の弁護団の共同代表の一人として、訴状の第10章（P320以下）の「原発訴訟における司法の責任・役割・司法審査のあり方」に関連して、訴状を敷衍し、「裁判所への期待」ということで、法律家としての代理人弁護士の立場から、意見を述べることにします。

### 2 地域住民の願い・思い

- (1) 2011年3月11日の福島原発事故の発生以降、わが国のほとんどの原発サイトにおいて、新たに、地域住民らは、原発の設置許可処分の無効確認を求

める行政訴訟や運転の差止めを求める民事訴訟を提起しました。

(2) その理由は、日本では、絶対に起きないと言われた、原発の過酷事故（シビアアクシデント）（原子力規制委員会は、「重大事故」と呼んでいます）が、福島第一原発で、発生したことから、その放射能の大気・土壌・水等への汚染状況、今なお、事故は収束せず、土地・建物を手放さざるを得ず、家族・友人と離ればなれになり、生業を奪われ、地域の自治体・コミュニティーが失われ、生まれ育った故郷に、二度と帰れなくなるのではとの不安、除染・賠償・補償・生活再建も十分でなく、精神的・肉体的疲労が続く中、厳しい経済・社会生活を送っているところ、今なお、約15万人を超える人が、それまでの生活の場所から離れ、過酷な避難生活を余儀なくされている状況にあり、このような悲惨な事故を、日本で、二度と起こさせてはならない、もう一度、福島第一原発事故と同じような、あるいは、それ以上の過酷事故が起きると、日本は、壊滅してしまうとの危機意識を持ち、原発がなくても、日本の電力供給は十分に賄える（それは、3月11日以降、全国の原発の稼働がとまった中で、それが実証されました）、これからは、危険な原発に頼らず、再生可能エネルギーで電力を賄う、持続発展する社会を作っていく、放射性廃棄物の負の遺産でなく、良好な環境を次世代に引き続けたいとの強い思い・願いからです。

(3) この島根原発3号機についても、先程、428名の原告団の井口・新田両共同代表から、本件訴訟を提起した思い・願いについて、意見陳述があったとおりであり（島根原発3号機の運転によって、原告らは、その生命・健康と生活基盤と環境に重大な損害を蒙り、この自然豊かで、思い出の多い地で生活をしている場所に住めなくなる、人類と原子力は共存できない等）、裁判所におかれては、本件訴訟の審理をされ、いずれ、判決を書かれる裁判官であると共に、一人の人間として、この島根原発3号機の周辺に住んでいる地域住民の思い・願いを、真摯に受けとめられ、それらを、今日から始まった、本件訴訟の審理に反映して頂きたいと、強く切望するものです。

### 3 裁判所への期待

#### (1) これまでの原発訴訟の結果と裁判所の果たした役割

- ① これまで、多くの住民・良心的な少数の科学者・技術者及び住民らの代理人である弁護士らが、裁判所に対し、原発震災などによる過酷事故が起こりうる旨、具体的に指摘し、主張・立証してきたにも拘わらず、もんじゅの名古屋高裁金沢支部判決と志賀原発2号機の金沢地裁判決を除き、裁判所は、ことごとく、原告・住民側の敗訴判決（原発は、安全で、具体的な危険性なし、違法性なし）を言い渡されました。
- ② そのため、司法の力によっても、福島第一原発事故の発生を、未然に防ぐことができませんでした。

#### (2) 何が問題であったのか（その原因・背景）

- ① そのような裁判所の判断の原因・背景には、日本の国策として、原発政策が、「原子カムラ」の利権構造の中で、推進され、裁判所も科学的根拠のない「安全神話」から逃れることができず、むしろ、原発は、安全であるとお墨付きを与えたものと言わざるを得ません。

しかし、福島第一原発事故の発生は、「安全神話」が、何ら科学的根拠のない神話であったこと、国・電気事業者の主張は、誤っていたことが、事実によって如実に証明され、「安全神話」は、一挙に崩壊しました。

- ② 少なからぬ良心的な科学者は、福島第一原発事故の発生を強く悔悟され、また、原発裁判に関与された裁判官の中からも、判決を書かれた時の心境・審理のありかたについて、心のうちを吐露しておられます。

訴状に記した園部逸夫元最高裁判事の外、例えば、原発訴訟の中で、原告・住民側の言い分を認められた、志賀原発2号機の金沢地裁の裁判長であった元裁判官井戸謙一氏は、その苦衷の中、勇気を持って、自らの信念に従って判決を書かれた当時を振り返り、次のように、述べておられます（「原発と裁判官 なぜ司法は『メルトダウン』を許したのか」磯村健太郎・山口栄

二著、朝日新聞出版、P 96, 98, 99)。

- (ア) 「判決を書くうえでは、もちろん、ほかのさまざまな原発訴訟の判決を参考にしようと思いました。それらを読むと、たしかに『まず被告側が安全性を立証しなさい』となっている。ですが、中身をよく見ると、国の指針に沿って原発がつくられていることさえ立証すれば、それで被告側は立証責任を尽くしたことになる例が多いのです。原告側がそれでもなお、危険性があると言うのであれば、今度はまた原告が自分で立証することを求めている。いわば『立証責任の再転換』のようなことが事実上、おこなわれているんです。それを見て、わたしは羊頭狗肉だと思ったんですよ」
- (イ) 「たくさんの学者の方がつくっておられる耐震指針が不十分だと、しろうとの裁判官が判断するわけです。大変なプレッシャーではありますね」
- (ウ) 「訴訟における主張・立証だけで判断する。結論として住民らの主張が認められるとすれば、たとえ国策に反していても国を負かす判決を下す。それが裁判官の仕事です。社会的なリアクションは大きいかもしれないけど、そういうふうに仕事をしたいというのが自分の信条と信じていたから」
- (エ) 「一般論で言えば、どうしても自分で決断ができないときに、国の指針をつくるような『立派な肩書』のある人たちの見解に沿ったほうが無難かな、という心理が働く可能性があります。専門家の言っていることを間違いだと判断するのは勇気が必要かもしれません。立派な肩書の方々に賛同しておいたほうが、あとで『あれは間違いだった』となっても、あまり非難を受けないんじゃないか。そういう心理状態になることもありうると思います。それが『無難』の意味合いなんです。現実問題として、これはひとつの逃げだと思うんですけど、そういう方向に進んだほうが無難かなという心理に傾くことはあるのではないのでしょうか」
- (3) これから、どんな点を、どう改めて、どういう点に、考慮を払ってもらいた

いか

- ① 3月11日の福島第一原発事故の発生（原発事故の発生とその被害の甚大さ）による、歴史上最悪レベル7の放射能汚染という現実を、忘れてはならず（フクシマを忘れない）、それと正面から向き合い、そのような重大事故を二度と発生させてはならないという原告・地域住民・国民の強い思い・願いを、裁判所において、裁判所への強い期待と信頼に、応えられるべく、真摯に考えて頂きたいと思います。
- ② 司法審査の対象、主張・立証責任の所在とその証明力の評価について、安全側に立って、検討して頂きたいと考えます。

(4) 新規制基準の位置づけ

- ① 福島第一原発事故後、昨年6月、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正、「原子力規制委員会設置法」が制定され（旧原子力安全・保安院・原子力安全委員会が廃止）、原子力規制委員会において、新規制基準が策定され、今年7月8日、施行されました。
- ② 今後、新しい「安全神話」（国が定めた新規制基準を遵守していれば、原発は安全であるとの証明ができたことになる）に陥らないためには、裁判所における安全性の審査（「原子炉による災害の防止上支障がないものであること」）においては、安全側の立場から、次の諸点を考慮されながら、厳密な検討・分析と判断が、される必要があると考えます。
  - (ア) 新規制基準の策定の原因となった福島第一原発事故の原因が完全に究明されていないことに留意されること
  - (イ) 新規制基準が、最新の科学的知見に基づいているか、万が一にも重大事故を起こさない内容になっているか（規制基準の科学的合理性）
  - (ウ) 新規制基準に基づく適合性の審査が、万が一にも重大事故を起こさず、仮に、重大事故を起こしても、放射性物質が絶対に外部に出ないようにしているか（適合性審査の科学的合理性）

#### 4 おわりに

- (1) 司法（裁判所）は，立法（国会）・行政（内閣）から独立して，それらの法律・政省令・規則等の違憲性・法違反性を判断する権限を有しており，その適正な行使により，日本の社会のあり方・制度を変えることが可能であります。
- (2) 今，裁判所において，伊方最高裁判決の判断枠組み（①司法審査の対象－詳細設計・放射性廃棄物・地域防災計画の問題等②主張・立証責任の所在と証明力の問題，即ち，被告らは，相当な根拠と必要な資料を提示して，島根原発3号機が安全性に欠けることがないことを，主張・立証すべきであること）および安全性の審査の方法（人間と科学は，原子力を制御できない現状・科学技術の限界を踏まえての最新の科学的知見と司法審査のあり方）が見直されつつある状況にあり，御庁におかれては，司法権の独立の立場から，憲法と良心に基づいて，人権救済の最後の砦としての裁判所の役割・使命を自覚され，横並びの判決ではなく，主体的に判断して頂くよう，強く期待します。

以 上

平成25年（行ウ）第5号 島根原発第3号機原子炉設置許可処分無効確認等  
請求事件

平成25年（ワ）第84号 島根原発3号機運転差止等請求事件

原告 井口隆史 他427名

被告 国他1名

2013年9月2日

原告ら訴訟代理人弁護士 安田 寿朗

### 訴状の要点に関する意見陳述書

本件提訴に際して、私とそして妻波弁護士から弁護団を代表して本件訴状の要点をご説明したいと思います。

まず第1に本件訴訟目的は、島根原発3号機の運転開始の差止を求めるものです。

そして第2に、その法的根拠とそれを裏付ける理由を示し、その差し止めを設置主体である中国電力だけではなく、国に対して求めるものです。

また第3に、三権の一角である裁判所にその本来の任務の遂行を求めるものです。

私の方からは、この内前者の2点について訴状の要点をご説明したいと思います。

なぜ、3号機の運転開始を認めてははならないのか。それには、以下の4つの理由からです。

第1点は、原発事故の過酷さです。2011年3月11日に発生した福島第1原発事故の惨状を見てください。一旦発生した過酷事故に対しては、現在の科学技術と社会・経済体制は誠に無力です。福島原発から約2年半、放射性物質の放出は収まらず、今この瞬間、瞬間にも、自然と環境そして私たちを含むすべての生物の存在をおびやかし続けているという事実です。

第2点は、原子力発電という技術がもっている本質的なあやうさです。あやうさは、原発事故の発生を未然に防ぐことができないということだけでなく、一旦生じた過酷事故を収束させる技術すら我々社会は持ち得ていないということです。訴状47頁以下に目を通してください。島根原発第1号機では運転開始以来2008年までに35回、2号機では21回の大惨事に繋がりがねない事故が発生しています。第3号機においても、運転開始以前であるにもかかわらず

らず、2010年11月に制御棒の動作不良という重大な欠陥が明らかになりました。過酷事故は、これらの事故が複合的に重なった場合、あるいは地震や津波という外的要因が加わった場合、容易に発生するのです。

第3点は、人間の不完全性です。人間社会の不完全性と言い換えることができるかもしれませんが。同じく訴状52頁以下に目を通してください。2010年3月経産省の指摘を発端とし、中国電力第1号機で74箇所、2号機で49カ所、計123カ所の点検漏れが明るみに出ました。これは、不注意をゼロにすることができない人間本来の限界と中国電力の内部体制があいまって生じたものです。後者は、もちろん電力会社が営利の追求を目的とする企業であり、安全性よりもそれをないがしろにする衝動に常にさらされていることに由来します。そして、重大なのは、このような人間、あるいは人間社会の本性は、どのような法律、規則、統制を尽くしても消し去ることができないということです。故に、原発の過酷事故の発生は防ぎ得ないと、我々は指摘したいのです。

第4点は、日本の置かれている特殊性です。訴状31p以下を見てください。日本は、世界の冠たる地震・津波王国です。そこに原発54機がひしめいているのです。加えて島根原発は直近に宍道活断層という時限爆弾を抱えているのです。火薬の上でバーベキューをするがごとくでは無いでしょうか。

私たちが第3号機の運転開始を認めるべきではないとの訴訟を中国電力だけでは無く、国対しても提起した理由は、以上の4つの理由にも拘わらず、国と中国電力の協働の下、あえて運転が開始される危険性が高まっているからです。そして、それがわれわれ国民の生命、身体、財産等に対する重大な脅威となるからです。

かつて原発に関して「安全神話」という言葉がありました。「神話」が権力者の支配を正当づけるものとして作られたという例にもれず原発の「安全神話」も作られました。神話の中心は、「国が定めた安全指針などに照らして正しく審査がなされている」というものでした。安全指針に適合していれば本当に安全なのだろうか、安全審査が本当に正しくなされているのだろうか、という当然の疑問は、国といずれも巨大企業である電力会社にかき消され、神話が成立しました。1992年の井方原発最高裁判決は、この神話の虚構に迫るのかの様に思われました、安全審査は、「極めて高度の最新の科学的知見」に基づく総合的判断にもとづくものでなければならぬことを求めました。しかし、残念ながら、よるべき「極めて高度の最新の科学的知見」を、原子力委員会（原子力安全委員会）が行うもので足りるとしたのです。その結果、司法は、福島第1原発事故を防ぎ得なかったのです。著名な理論物理学者として知られるフリ

ーマン・ダイソンは、「科学の未来」という著書の中で、飛行機と飛行船を対比して、科学技術は、失敗によって淘汰されより完成されたものに近づくことを指摘しています。1920年代から30年代にヨーロッパを中心に何百という飛行機会社が生まれ、10万種類の飛行機が空を飛ぶ状況が生まれていたとされています。飛行機が墜落する度に飛行機会社がつぶれ、ダーウイン的進化を経て10万種の飛行機の内100種類ほどが残ったというのです。厳しい淘汰のおかげで、生き残った少数の飛行機は驚くほど信頼性が高く、経済的かつ安全である、とダイソンは言うのです。他方飛行船は、政治とイデオロギーに支配され、コストを度外視して巨大化しました。そして、世界最大の飛行船とたたえられたR101号が1930年10月の処女飛行に出発した7時間後に炎上し、甚大な被害を出すとともに飛行船の開発にとどめをさしたのです。ダイソンは、原発と飛行船の相似性をこう指摘しています。「イデオロギーに押し進められる技術の特徴とは、失敗は許されないという点である。だから原子力は問題になるのだ。」

「原子力の推進者は一種の信仰として、原子力は安全にしてクリーンで安上がりで人類にとっての恵みだと信じていた。その反対だという証拠を無視する方法を見つけた。原子力が負けないようなルールを書いた。コスト計算のルールは、原子力発電所のコストに技術の開発と燃料の製造に投資された公的資金が含まれないように書かれた。」

ダイソンのこれらの指摘は、福島第1原発事故によって現実のものとなりました。同時に、原発神話も瓦解しました。

しかし、残念なことには、再び安全神話が復活しようとしています。原子力規制委員会によって本年7月8日から施行されているいわゆる「新規制基準」です。「旧安全指針類」と置き換えた新しい神話の典拠というべきものです。もとより、「旧安全基準」の欠陥として指摘されていた防災対策や核燃料廃棄物処理問題などは棚上げし、基準の内容として取り込んでいないものです。訴状で主張しているように、万が一にでも重大事故を発生させない程度の安全性の立証責任は、被告国と中国電力にあります。しかし、原子力村の一員である括弧付きの「専門家」が、括弧付きの「新規制基準」を等立し、括弧付きの「安全性」というお墨付きを与え、これで立証を終えたと居直る可能性を否定できません。国と被告電力会社による合作によって、再び安全神話が構築され、原発の稼働が開始され、人々が危険にさらされる。その構造にメスを入れるためには両者を連座させ被告の座に据えることが不可欠なのです。

この訴状は、島根原発第3号機の現実の危険性と稼働が無効且つ違法であることを326頁にわたって主張したものであり、私に許された時間では到底その要旨すら説明できないものです。従って、私の要点説明は、私どもが本訴状

を作成した基本的視点をお伝えし、訴状理解の一助としていただきたく、行わせていただくものです。